

事務所だより

第192号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

10月は年休取得促進期間

ワーク・ライフ・バランスと年次有給休暇

厚生労働省では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、広報活動を行っています

年次有給休暇の取得率

公表されている年次有給休暇の令和3年取得率は58.3%でした。政府の数値目標では、令和7年までに取得率を70%にするとしています。毎年上昇傾向ではあるものの、実際とは大きな乖離があります。

取得率が低い理由

では、なぜ年次有給休暇の取得率が低いのでしょうか。

ためらいを感じる理由（複数回答）

周囲に迷惑がかかると感じるから	44.9%
後で多忙になるから	38.0%
休むための仕事の調整が手間だから	31.6%
職場に取得しづらい雰囲気があるから	22.5%
上司がよい顔をしないから	17.9%
昇格や査定に悪い影響があるから	9.3%
年次有給休暇を取得するための手続き	4.5%
その他	2.1%
特になし	11.1%

令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査より

忙になるから」となっています。（別表参照）

休暇の取得をすすめるためには

その1…仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図って休みやすい職場環境をつくる。

労働者個々人がしっかりと仕事をすることは重要ですが、労働者の業務の進行状況等について、所属長（課長など）のほかに同僚等も把握し、仕事を個人ではなくチームで行うことで、当該労働者が休暇で不在となっても業務が回る

ように取り組みはかがでしうか。

その2 年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入する。

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結する等により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立つことが期待できます。

公休にプラス1日

働き方・休み方を変える第一歩として、公休日・年次有給休暇を1日組み合わせる「連続休暇」として「プラスワン休暇」が推奨されています。

例えば、土日や祝日が公休日の事業所では、前後のいずれかの日に年次有給休暇を取得させると、最大連続4日の休みになります。年次有給休暇付与計画表による個人別付与を活用すると、休暇の分散化にも効果的です。

もっと自由に働き方・休み方

計画的な取得で実りある休暇を！

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年次取得促進特設サイト

「こころの耳の相談窓口」 リニューアル

「こころの耳の相談窓口」 とは？

「こころの耳の相談窓口」とは、厚生労働省が提供している働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」内に設置されている相談窓口です。働く本人やその家族、企業の人事労務担当者が、メンタルヘルス不調やストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策などについての困りごと、悩みなどを相談することができます。

リニューアルされた 相談窓口

今年8月26日より、電話、SNS、メールでの相談が利用できるようになりました。各相談窓口の特徴は、次のとおりです。

◆働く人の「こころの耳電話相談」

電話相談は、平日17時～22時、土曜日・日曜日10時～16時（祝日、振替休日、年末年始

（12月29日～1月3日）を除く）に実施しています。それ以外の時間は、自動応答メッセージが流れます。

なお、電話相談員が他の相談に対応し、回線がすべて使用中の場合は、時間が経ってからかけ直すか、他の相談窓口の利用を検討ください、とのこと。

◆働く人の「こころの耳SNS相談」

「電話ではなかなかうまく話せない」「電話で相談することが難しい状況」などの方はSNSで相談できます。ただし、相談にはLINEアプリの当相談窓口のアカウントへの「友だち登録」が必要です。また、受付は電話相談時間の30分前までとなっています。

◆働く人の「こころの耳メール相談」

相談内容を文章にまとめて伝えたいなどの方には、メールで相談できます。「ご相談の前に」・「利用規約」の同

意チェックボックスにチェックをして、メール相談専用フォームに入力できます。メールは24時間受け付けていますが、祝日、年末年始は対応を行っていません。

相談する際の注意事項

各相談窓口を利用する前には利用規約を読み、同意する必要があります。また、医療の是非の判断などの医療行為にあたる内容や法律や税務等の専門的知識を必要とする相談、公的扶助や社会保険、各種給付金などの適用や処遇などとは対応できないため、ご注

意ください。

各相談窓口の詳しい利用方法については、インターネットから「こころの耳相談窓口案内」で検索の上、確認してください。

10月の労務手続
「提出先・納付先」

1日～7日

○全国労働衛生週間実施期間
10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

Q 当社には、今年10月10日で40歳になる従業員がいます。従業員が40歳になると介護保険料の事業主負担が発生すると聞きました。なぜでしょうか。

介護保険料と事業主負担

A 介護保険制度では、自営業者・勤め人にかかわらず、65歳以上の方を「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満の方を「第2号被保険者」としています。

介護保険料の納付方法は被保険者ごとに異なっていて、第2号被保険者は、各自の加入する医療保険制度で介護保険料を納付します。第1号被保険者は、受給する年金からの天引きまたは住所地市町村へ直接納付によって介護保険料を納付します。従業員が40歳になると、介護保険「第2号被保険者」となり、標準報酬月額に介護保険料率を乗じて算出した保険料を事業主と折半で負担することとなります。

お尋ねの従業員は、今年10月分介護保険料から徴収開始となります。

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

10月に入り、ようやく朝夕過ごしやすくなりました。窓を開けていると「リッ、リッ、リッ」と心地よい鳴き声が聞こえてきます。

（ぎん）

31日
○労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、7月～9月分）
「労働基準監督署」
○労働保険料の納付（延納第2期分・口座振替を利用しない場合）
「郵便局または銀行」
○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」